

「ハイブリット車等の点検整備の高度化による省エネ推進事業」

Q&A 集

【申請要件等について】

Q: 事業場が 3 箇所あるがすべてで申請できるのか？

A: 認証等を受けている事業場、又は自動車整備士が配置されている自動車関連施設であれば、何箇所でも申請可能です。

Q: 自動車関連施設とはどういったものを指すのか？

A: 業種等を限定するものではないですが、本来の業務に加えて、自動車の点検等の事業を行う施設のことをいいます。例えば、板金工場、電装整備工場、タイヤ販売店など、来客者の自動車の点検等を行う目的でスキャンツールを導入するものは、これに該当します。

Q: 1つの事業場で複数台の申請は可能なのか？

A: 複数台の申請は可能です。ただし、1事業場あたりの補助金限度額は15万円です。(1台あたり15万円ではないのでご注意ください。)

Q: 過去に本社の事業場に補助を受けてスキャンツールを導入したが、今回、支店に導入するために申請することは可能か？

A: 支店においても認証等を受けている。または自動車整備士が配置されている自動車関連施設であれば申請可能です。

Q: 自動車整備士資格の等級に関わらず申請可能か？

A: 等級は問いません。道路運送車両法第 55 条に基づいた自動車整備士資格であれば申請可能です。

Q: 認定・認証工場として申請中だが、今回のスキャンツール補助に申請できるのか？

A: 自動車整備事業者としての認定・認証等の申請中の場合は、その旨を一筆添えて申請していただき、認定後に速やかに認定証のコピーを提出してください。但し、公募期間中に認定が下りない場合は、補助対象事業者の要件を満たさないと判断いたします。なお、今年度においては、自動車整備士が配置されている自動車関連施設であれば申請可能です。

Q: 過去に同様の補助金を活用し、スキャンツールを購入したが、今回の申請は可能か？

A: 申請可能です。

今回の公募においては過去の申請、機器の保有の有無に関わらず申請可能です。

Q: 補助対象機器一覧を見ると、昨年度は補助対象となっていたが、今年度は補助対象機器一覧から外れたスキャンツールがある。これはなぜなのか？

A: データ出力要件などのスキャンツールの性能要件を満たさない機器は除外しております。また、補助対象機器一覧は販売中の製品を掲載しており、販売中止となった機器等も補助対象機器一覧から除外しています。

Q: 補助対象機器一覧に「○: PC 用ソフトウェアが付属していないため、別売りソフトウェアの購入が必要となる」というスキャンツールについて、PC 用ソフトを購入しなくても問題ないか？

A: 本事業では PC との連携が必要です。したがって、原則、機器本体と共に導入してください。但し、当該ソフトも補助対象ですが別売りのため、既にソフトをお持ちということであれば今回購入しなくても問題ありません。

Q: 補助対象となる機器は、スキャンツール本体からパソコン等の外部にデータ出力可能なものでないとならないのか？

A: そのとおりです。今回の公募では、メモリーカードやパソコンに CSV 等の標準形式 (Windows 搭載 PC 等でデータを開ける一般的なファイル形式) でデータ出力できるスキャンツールが補助対象です。なお、スキャンツール本体又は付属のメモリーカード等に当該データを保存できるものも対象となります。

Q: 購入するスキャンツールは補助対象機器一覧からしか選べないのか？

A: 一覧に掲載がなくとも、補助対象事業の性能要件 (公募要領 P3 参照) にあるように、故障診断した車両の診断結果等はパソコン等で検証できる標準形式 (Microsoft Excel、CSV、テキストまたは PDF 形式) でデータ出力できる等の要件を満たし、かつ自動車メーカー 2 社以上に対応する機器であれば申請可能です。この場合、購入したい機器のパンフレットを提出していただき、補助対象となるか確認いたします。但し、必ずしも補助対象となるわけではない事をご了承ください。

Q: リースで機器を導入した場合、補助対象になるのか？

A: リースの場合は補助対象にはなりません。今回はスキャンツールの「購入」に対する補助事業です。

Q: 7 月 24 日 (火) から申請書を受付開始するのか？

A: 7 月 24 日 (火) から受付開始しますが、7 月 24 日 (火) から 10 月 31 日 (水) の消印の申請が有効です。したがって、7 月 23 日 (月) 以前の消印日の申請は受け付けられませんのでご注意ください。なお、予算額に達した時点で受付終了となりますのでご注意ください。その場合、パシフィックコンサルタンツ株式会社 (PCKK) の補助事業ホームページにてその旨を公表いたします。

Q: 申請書を提出した後、すぐにスキャンツールを購入していいのか？

A: 交付決定されるまでは購入しないでください。交付決定前に購入してしまうと補助対象となりません。

【申請書類について】

Q: 個人事業主のため、実印を持っていないが認印で良いか？

A: 法人・個人ともに申請書には実印を押印してください。なお、法人の場合は代表者個人の実印ではなく、会社の実印(代表取締役印等)を用いてください。

Q: 申請書に記入する申請者住所・氏名は、社名スタンプを押しても良いのか？

A: 会社名・代表者名があればゴム印でも構いません。その他、手書き・ワード入力のどちらで作成していただいても構いません。

Q: 申請書の事業開始年月日は「交付決定年月日」と印刷されてしまっているが、どのように記入すれば良いのか？

A: 事業開始年月日は、印刷されている通りの「交付決定年月日」のままで結構です。現時点では交付決定年月日が未定のため、他の日付は記入しないでください。

Q: 事業完了がいつになるのかわからないので、事業完了予定年月日をどのように記入すれば良いのか？

A: 機器を購入する予定日から検証を終える日(検証は 15 日以上または車両 20 台以上、かつ DTC1 件以上を得る必要があることに留意)、かつ機器の代金の支払も完了する日を事業完了年月日として、計画を立てていただくようお願いいたします。

但し、事業の完了期限は 12 月 17 日(月)ですので、予定としても平成 30 年 12 月 17 日(月)までの日付である必要があります。

Q: 3事業場以上の申請を考えているが、ダウンロードした申請様式には2事業場までの記入欄しかない。3事業場以降はどこに記入すれば良いのか？

A: 事業場別・機器別記入欄が足りない場合は、記入欄を適宜追加してご記入ください。

また、「3事業場4台」での申請時の記入例について、公募要領 P30～に掲載しておりますのでご参考ください。

Q: 交付決定通知後の機器購入時に見積書期限が切れてしまった場合、見積書を再度取得する必要があるのか？また、再取得した見積書を事務局に提出する必要があるのか？

A: 発注時に有効な見積書をもとに機器の購入を行っていただく必要があるため、購入時に見積

書の有効期限が切れている場合は、再取得してから購入してください。

ただし、再取得した見積書の提出の必要はありません。ご自身で保管・管理してください。

Q: 相見積りを取得する代わりに理由書を提出すれば良いのか？

A: 理由の内容によります。

理由書が認められるのは相見積りの取得が不可能であった場合等であり、例えば「いつも取引している販売先から購入するため」「組合から紹介されたため」等は相見積りの取得が不可能とは考えられないため認められません。

Q: 補助対象機器一覧のコード番号にハイフン「-」が記載されているものがあるが、ハイフンは申請書や見積書に記載しなくても良いか。

A: 機器を特定するため、ハイフン「-」も必ず記入するようにしてください。

【交付決定後～中間報告】

Q: 交付決定後にスキャンツールの機種を変更することは可能なのか？

A: 変更は可能です。

但し、必ず購入前に PCKK に連絡してください。計画変更申請(様式第 4)、複数見積り等の書類を提出していただく事になります。また、申請時より機器の購入価格が高くなったとしても、交付決定額を上回る補助金の支払はできません。

Q: 銀行振込みの場合も支払領収証書が必要なのか？

A: 支払領収証書として、振込み明細等のコピーを提出してください。このとき、スキャンツールの代金であることが明確となるよう、納品書又は請求書の金額と一致しているなど、機器の代金であることが明確に確認できる必要があります。

Q: 小切手・支払手形でスキャンツール代金を支払っても良いのか？その場合の「支払いの事実を証明する書類」とはどのようなものなのか？

A: 支払手形・小切手も認められますが、支払いの事実を証明する書類を併せて提出するようお願いいたします。

支払いの事実を証明する書類としては「口座入出金記録のコピー」「金融機関による現金化証明」等、事業者(申請者)からスキャンツール販売業者への支払が完了した(現金化された)ことが分かる書類の提出が必要です。なお、廻し手形での支払いは不可です。

Q: 納品遅れ等で中間報告が間に合わない場合はどうしたら良いのか？

A: 在庫がなく納品が遅れるために中間報告が間に合わない場合など、やむを得ない理由である場合は考慮する場合がありますので、その旨を速やかに PCKK にご連絡ください。但し、実績

報告期限 12 月 17 日(月)までにスキャンツールの納品(検証開始)ができない場合は、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

【実績報告】

Q:実績報告書(様式第 9)に 2 箇所の金額記入欄があるが、それぞれ何の金額を記入するのか？

A:下記の金額を記入してください。

- ①「2.(3)補助金の交付決定額」:PCKK より交付決定後に通知される補助金の交付決定額(様式第 2 記載)、又は計画変更があった場合は変更後の補助金額(1/3 の額)
- ②「3.(1)補助対象経費の実績額」:実際にスキャンツール代金として支払った額(1/3 にしていない額)

Q:実績報告のデータについて、15 日以上または車両 20 台以上にスキャンツールを使用し、かつ 1 件以上の DTC を検出とあるが、1 件以上の DTC が検出されない場合は実績データとして認めないということか？

車検等のための入庫車両の場合は、20 台～30 台スキャンツールを使用しても DTC が検出されないケースがある。その場合は、DTC が検出されるまで、期限が過ぎても検証を継続しなければならないのか？

A:事業完了となるには DTC1 件以上の取得が必要です。したがって、公募要領 P6 の通り、DTC が検出されるまでスキャンツールを継続して使用し、DTC1 件以上を報告していただく必要があります。

Q:小さな整備工場のため、スキャンツールを使用する場面が少ないかもしれないが、実績報告までに DTC(エラーコード)が取得できなかった場合はどうしたら良いのか？

A:DTC1 件以上の報告があることが補助の要件となっておりますので、実績報告以降も DTC が取得できるまでスキャンツールを使用していただきます。その後、DTC が取得できましたら速やかに報告してください。なお、この場合でも実績報告期限までに一旦、実績報告書類(事業完了年月日は空欄)を提出していただく必要があります。

Q:診断データは検出され次第、順次提出するのか、それともまとめて提出するのか？

A:実績報告時にまとめて提出してください。

Q:機器が在庫切れ等で納品が遅延した場合、実績報告期限の延期は可能か？

A:原則、メーカー都合による納品遅延であっても、事業完了期限までにスキャンツールの納品がなされなかった場合は補助対象となりません。

なお、事業完了期限までに要件である 15 日間以上の検証期間を確保するためには、スキャン

ツールの購入を 12 月 3 日までに行う必要があることに留意してください。

Q: 電子メールアドレスを持っていないため、総括表と診断データについて記録した CD-ROM を事務局に郵送しようと思うが問題ないか？

A: 記録メディアの郵送等による提出で問題ありません。但し、事務局に提出されたメディアは返却いたしませんのでご了承ください。

なお、現在、PCKK の補助金事務局で読み取り可能なメディアは CD、DVD、USB メモリ、SD カードです。その他のメディアの場合は読み取りができない場合がありますので、提出前に PCKK までご確認ください。

【その他】

Q: 補助金が支払われるのはいつになるのか？

A: 平成 31 年 3 月下旬を予定しております。

Q: 社内での補助金の経理処理はどのようにしたら良いのか？

A: 補助事業の執行に関わるご質問ではございませんので、誠に申し訳ございませんが税務署等にお問合せください。